

事業系一般廃棄物減量化指針

平成20年1月

目 次

1	目的	1
2	対象とする廃棄物	1
3	減量化の目標	1
4	取り組みの優先順位	1
5	事業者の責務	1
	(1) 自己処理	1
	(2) 減量化	1
	(3) 市町村の施策への協力	1
6	現状・課題	2
	(1) 事業系一般廃棄物の現状	2
	ア 一般廃棄物処理事業実態調査結果	2
	イ 山梨県事業系一般廃棄物実態調査	4
	(ア) 種類別排出割合	4
	(イ) リサイクルの実施状況	4
	(ウ) リサイクル費用	5
	(2) 事業系一般廃棄物の課題	6
	(3) 行政への期待	7
7	減量化対策	8
	(1) 行政が取り組むべき対策	8
	ア 事業者への情報提供	8
	イ 事業系一般廃棄物減量化を考慮した手数料の検討	9
	ウ 事業者へのごみ減量化計画の作成指導	9
	エ ごみ減量化の具体策の情報提供	9
	(2) 事業者が取り組むべき対策	9
	ア 自社の排出実態の把握、記録	9
	イ 減量化、資源化への取り組み	10
	ウ 廃棄物担当者の設置	10
	エ リサイクルシステム・ネットワークの構築	10
	(3) 行政と事業者が連携して取り組むべき対策	10
	ア 協働体制の整備	10
8	業種別の取り組み	11
	(1) 各業種共通	11
	ア 紙類の節約	11
	イ 廃棄物減量化への意識啓発	11
	ウ 物品の長期使用	11
	エ リサイクルが容易な商品の選択	11
	(2) 製造業	12
	ア 製造段階での廃棄物の削減	12
	イ 繰り返し使用可能な商品の製造	12
	ウ 製品の長期使用の促進	12

エ	自社の製品等をリユースする	1 2
オ	再資源化しやすい製品の製造	1 2
カ	消費者への広報	1 2
(3)	卸売・小売業	1 3
ア	容器や包装資材等の使用方法の見直し	1 3
イ	物品の素材や使用方法に注意する。	1 3
ウ	メーカーや業者との協力	1 3
エ	消費者との協力	1 3
オ	繰り返し使用	1 3
カ	物品の素材や使用方法の見直し	1 4
キ	食料品の廃棄	1 4
(4)	飲食・宿泊業	1 4
ア	使い捨て商品の使用の自粛	1 4
イ	生ごみの減量	1 4
ウ	リユース製品の使用	1 4
エ	宿泊者との協力	1 5
(5)	その他の業種	1 5
ア	医療業	1 5
イ	運輸・通信業	1 5
ウ	金融業	1 5
9	減量化計画作成マニュアル	1 6
(1)	計画の期間	1 6
(2)	廃棄物排出量の把握	1 6
(3)	職場でのルールづくり	1 7
ア	推進のための組織作り	1 7
イ	目標の設定、進行管理	1 8
ウ	対象廃棄物の設定	1 8
エ	廃棄物減量化の推進	1 8
(4)	課題	1 9
(5)	廃棄物減量目標の設定（年度目標）	2 0
(6)	基本的取り組み	2 0
ア	発生抑制	2 0
イ	再使用	2 0
ウ	再生利用	2 0
(7)	具体的な取り組み	2 1
ア	製造業	2 1
(ア)	発生抑制	2 1
(イ)	再使用	2 1
(ウ)	再生利用	2 1
イ	卸売・小売業	2 1
(ア)	発生抑制	2 1
(イ)	再使用	2 1
(ウ)	再生利用	2 2
ウ	飲食・宿泊業	2 2
(ア)	発生抑制	2 2
(イ)	再使用	2 2
(ウ)	再生利用	2 2

工 その他の業種	2 2
(ア) 運輸・通信業	2 2
(イ) 金融業	2 2
(8) 計画の進行状況の確認	2 3
10 具体例事例	2 4
(1) 建設業	2 4
(2) 製造業	2 5
(3) 電気、ガス、水道業	3 0
(4) 情報・通信業	3 1
(5) 卸売・小売業	3 2
(6) 飲食・宿泊業	3 3
(7) 医療・福祉	3 4
市町村、一部事務組合及び県の廃棄物担当部署連絡先		
市 町 村	3 6
一 部 事 務 組 合	3 7
山 梨 県	3 8
資 料		
山梨県事業系一般廃棄物実態調査 調査票	3 9

1 目的

近年急増している事業系一般廃棄物対策に必要な措置を定め、市町村を通じて事業系一般廃棄物の減量化を促進する。

2 対象とする廃棄物

本指針では、事業活動に伴って生じるし尿以外の一般廃棄物を事業系一般廃棄物と定義し、減量化の対象とする。

3 減量化の目標

本指針においては、山梨県廃棄物総合計画における事業系一般廃棄物の排出量の削減目標を基準とし、各事業所ごとに5年間で排出量を20%削減することを目標とする。

4 取り組みの優先順位

事業系一般廃棄物の減量化は事業者が自らの問題として、目標達成のために次のとおり取り組む。

- (1) 廃棄物の発生そのものを可能な限り減らすように取り組む。
- (2) 発生した廃棄物は可能な限り繰り返し使い、使えないものは資源として活用する。
- (3) 最終的に排出される廃棄物については、環境への負荷が可能な限り少なくなるよう適正に処分する。

5 事業者の責務

(1) 自己処理

事業活動に伴って生じた廃棄物は自らの責任において適正に処理する。

(2) 減量化

廃棄物の発生抑制、再使用、再利用等を促進し廃棄物の減量化を図る。

(3) 市町村の施策への協力

廃棄物の減量化、適正処理等について国及び地方公共団体の施策に協力する。

廃棄物処理法

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

6 現状・課題

(1) 事業系一般廃棄物の現状

ア 一般廃棄物処理事業実態調査結果

毎年度環境省で実施している一般廃棄物処理事業実態調査の調査結果によると、平成 16 年度に市町村により収集された一般廃棄物は、生活系ごみが約 235 千トンで全体の 70.8 %、事業系ごみが 98 千トンで 29.2 %となっており、事業系ごみは収集されたごみの約 30 %を占めている。

事業系ごみの一般廃棄物全体に対する割合は、各市町村により大きく異なり、最も事業系ごみの割合が高い自治体では 56.7 %となっており生活系ごみよりも事業系ごみの方が多いという状況である。

この市町村により収集されたごみについて経年変化を見てみると、平成 5 年度当時、事業系ごみが全体に占める割合は 20 %程度であったが、その後、増加の一途をたどっており、平成 16 年度には 2 倍以上に増加している。一方、生活系ごみについては、平成 10 年度までは増加傾向を示したがその後はほぼ横ばいの状況となっており、事業系ごみの増加が顕著である。

事業系ごみが増加した要因としては、従来、生活系ごみの収集場所へ生活系ごみと混在して持ち込まれていた事業系ごみについて、市町村が持込禁止の徹底を図ったことや、事業所において使用されていた多くの小型焼却炉が、廃棄物処理法の改正により使用できなくなったことなどにより、市町村等のごみ処理施設により処理されることになったためと考えられる。

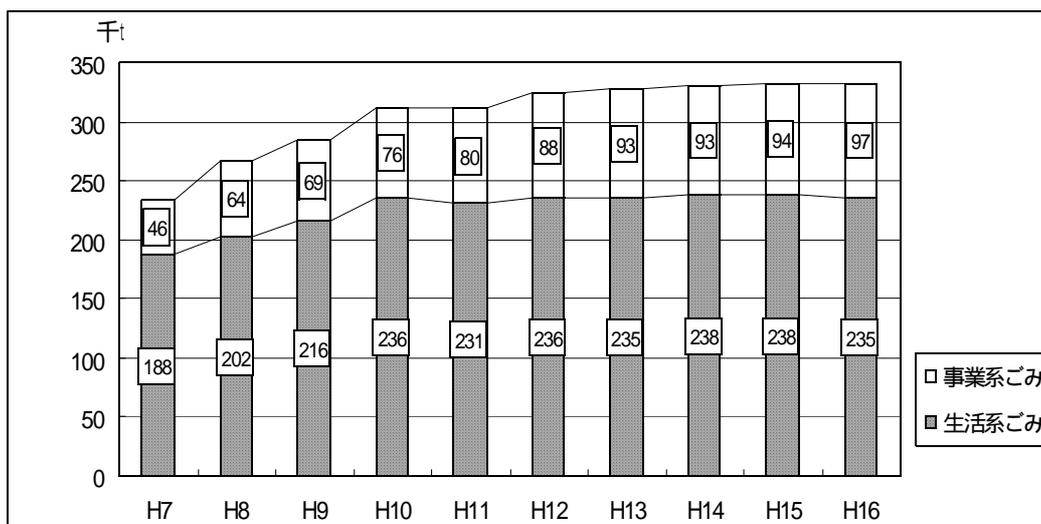
* 市町村等における把握の方法

生活系ごみ・・・直営の収集運搬量及び委託による収集運搬量

事業系ごみ・・・許可業者による収集運搬量及び直接搬入量

(単位：t / 年)

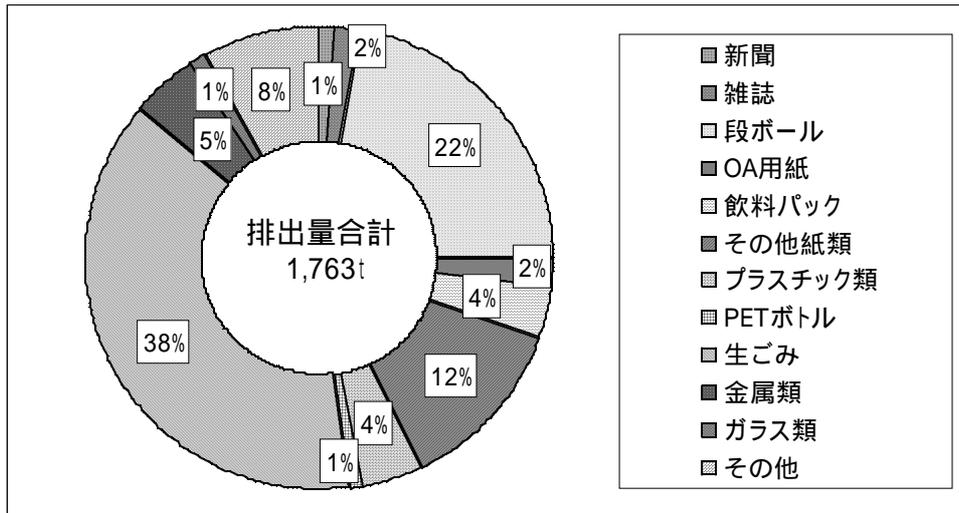
	生活系ごみ	事業系ごみ	収集処理量
平成 5 年度	184,372 (80.0%)	46,195 (20.0%)	230,567 (100.0%)
平成 6 年度	190,962 (82.6%)	40,245 (17.4%)	231,207 (100.0%)
平成 7 年度	187,670 (80.2%)	46,269 (19.8%)	233,939 (100.0%)
平成 8 年度	202,358 (76.1%)	63,642 (23.9%)	266,000 (100.0%)
平成 9 年度	216,128 (75.7%)	69,447 (24.3%)	285,575 (100.0%)
平成 10 年度	236,128 (75.6%)	76,253 (24.4%)	312,381 (100.0%)
平成 11 年度	230,619 (74.3%)	79,601 (25.7%)	310,220 (100.0%)
平成 12 年度	235,751 (72.8%)	88,148 (27.2%)	323,899 (100.0%)
平成 13 年度	234,707 (71.6%)	93,201 (28.4%)	327,908 (100.0%)
平成 14 年度	237,971 (71.8%)	93,235 (28.2%)	331,206 (100.0%)
平成 15 年度	238,115 (71.8%)	93,613 (28.2%)	331,728 (100.0%)
平成 16 年度	234,894 (70.8%)	96,797 (29.2%)	331,691 (100.0%)



イ 山梨県事業系一般廃棄物実態調査

(ア) 種類別排出割合

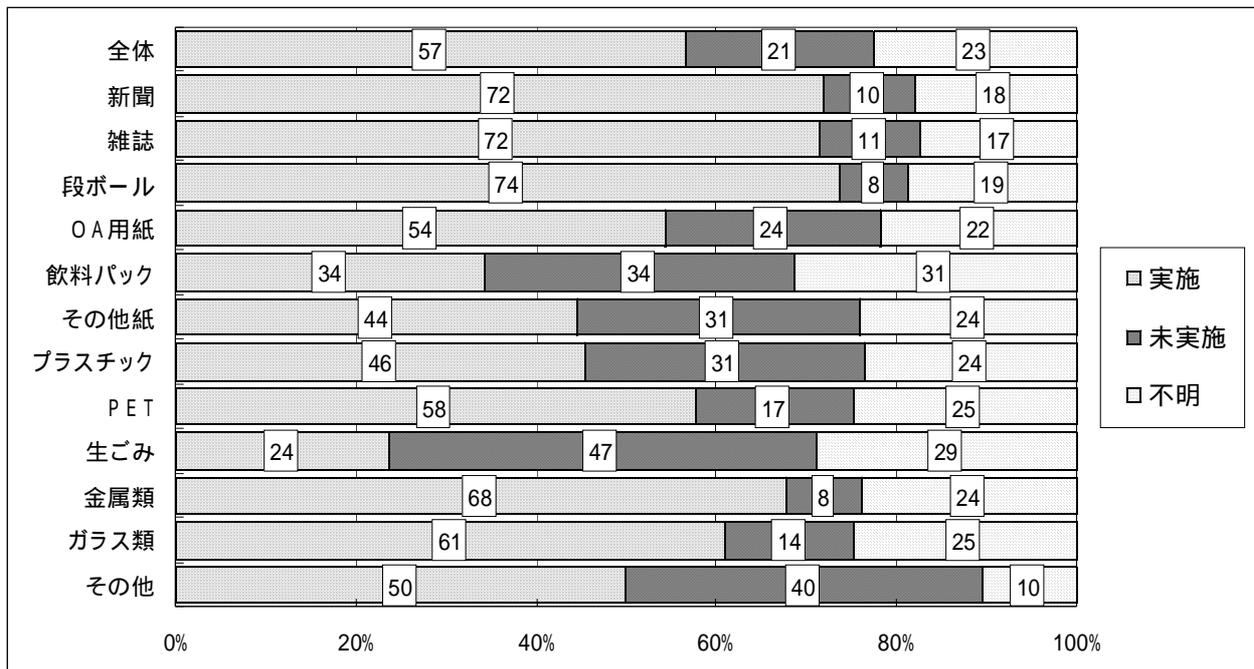
平成 18 年度に実施した「山梨県事業系一般廃棄物実態調査」によると、事業所から事業活動に伴って排出される廃棄物の割合は、生ごみが 38 % と最も高く、段ボール (22 %)、その他紙 (12 %) と続き、紙類の合計は 43 % となる。
この結果から、生ごみと紙類の排出量が多い。



(イ) リサイクルの実施状況

排出された廃棄物をリサイクルしている事業所は全体の 57 % で半数以上の事業所でリサイクルに取り組んでいる。

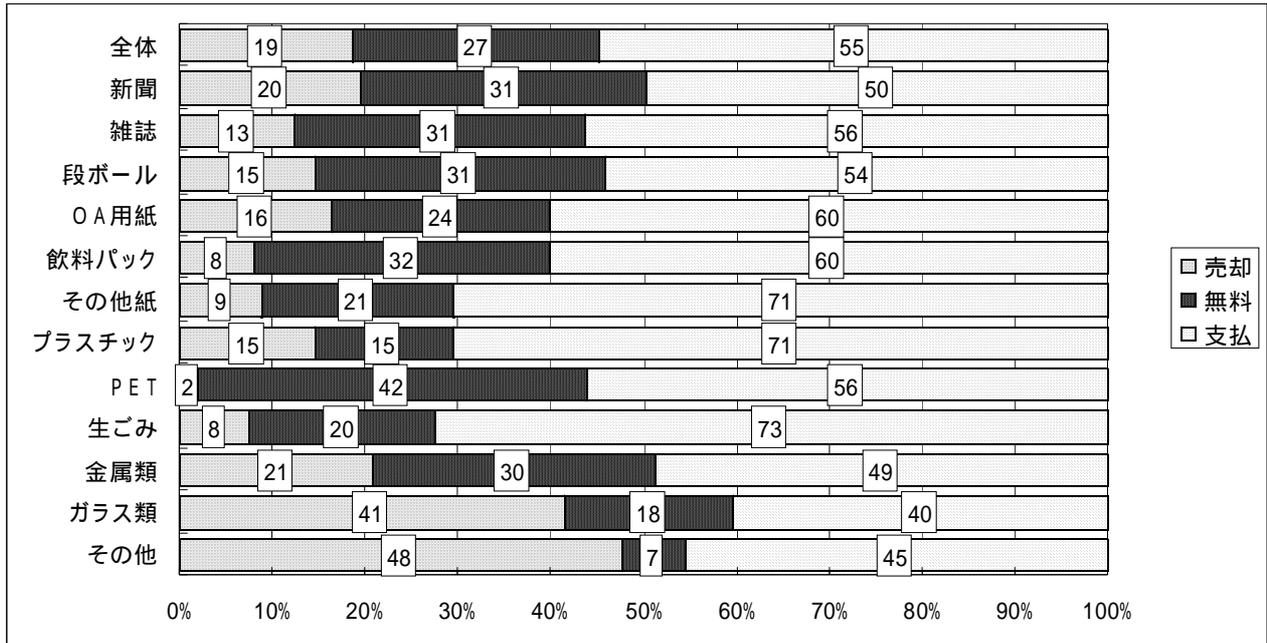
リサイクルの実施状況は廃棄物の種類により大きく異なり、段ボール、新聞、雑誌、金属類では高く、生ごみと飲料パックではリサイクルが進んでいない。



(ウ) リサイクル費用

廃棄物のリサイクルを実施している事業所のうち廃棄物を有償で売却している事業所は 19 %、無料で引き渡している事業所が 27 %、処理費用を負担している事業所が 55 %となっており、半数以上の事業所で処理費用を負担している。

ガラス類は 41 %の事業所で売却されており、処理費用の負担をしている事業所は 40 %となっているが、他の廃棄物については処理費用を負担している事業所が 50 %を超えている。



(2) 事業系一般廃棄物の課題

廃棄物排出量の増加は、最終処分場のひっ迫や不法投棄の増大、処理施設の稼働による環境への負荷の増加等の問題を生じさせている。

このような問題に対応するため、これまで、様々な対策が図られてきているが、事業系一般廃棄物の排出量は増加傾向を示しており更に一層の対策を推進する必要がある。

これらの問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄といった活動様式に根ざしたものであり、環境への負荷の低減が図られた循環型社会への転換が必要となっている。

事業系一般廃棄物が増加の一途をたどっていることの要因としては、次のような点が考えられる。

廃棄物処理、リサイクルに関する情報の不足

事業者の発生抑制・リサイクルへの無関心による取り組みの不足

事業系一般廃棄物の受入手数料が安い処理施設への市町村界を超えた搬入

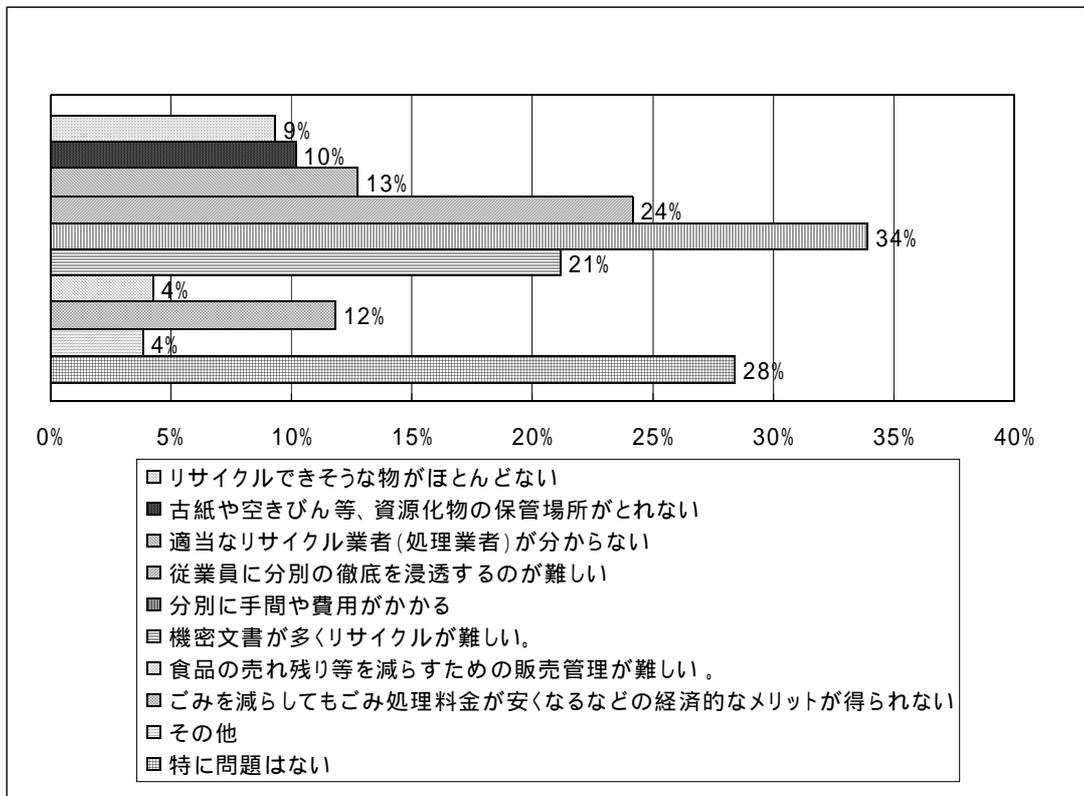
排出される事業系一般廃棄物の実態が不明確

減量化・リサイクル促進のための動機付けの不足

小規模事業者から事業系一般廃棄物が生活系ごみへの混在排出

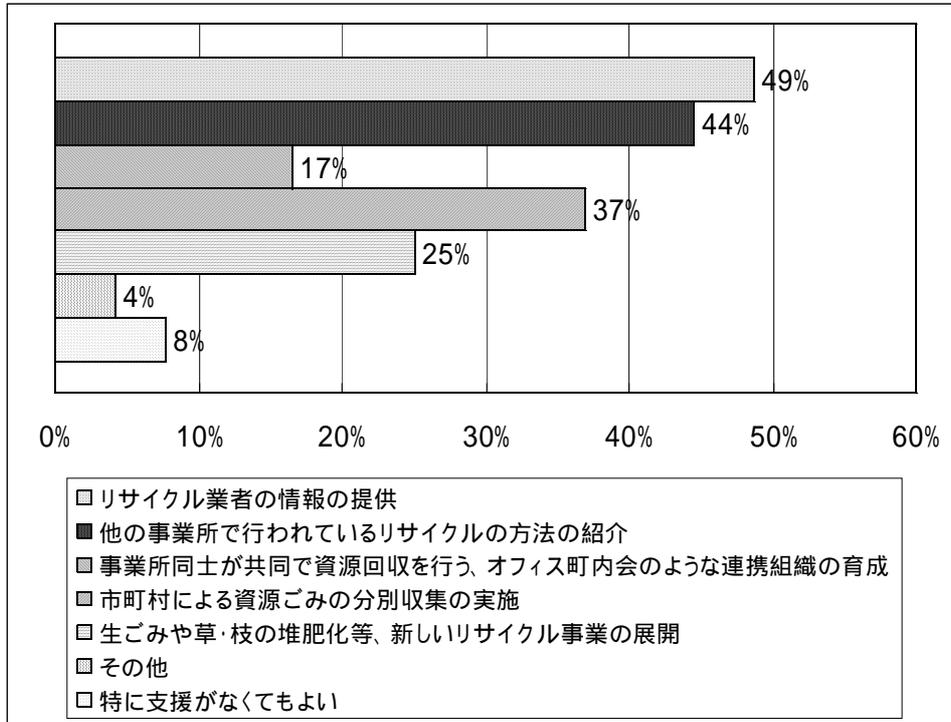
発生抑制・リサイクルを進める上で問題になっている点について、28%の事業所で特に問題がないと回答していた。

一方、分別に手間がかかる、従業員に分別を徹底するのに手間がかかる、機密文書が多いという理由を挙げた事業所が20%を超えていた。また、リサイクル業者がわからない、経済的メリットがない、保管場所が取れないと回答した事業所が10%を超えていた。



(3) 行政への期待

事業者がリサイクル・発生抑制を推進するために行政に対して期待していることとして、リサイクル業者の情報の提供と答えた事業所が 49 %あり、リサイクル方法の紹介が 44 %、市町村による分別収集の実施を希望する事業所が 37 %となっている。一方、特に支援がなくても良いと回答した事業所は 8 %であった。



7 減量化対策

事業系一般廃棄物の減量化を促進するためには行政と事業者それぞれが役割を認識し、相互に連携して取り組んでいく必要がある。

このために、それぞれが取り組むべき対策を次に示す。

(1) 行政が取り組むべき対策

ア 事業者への情報提供

市町村における事業系一般廃棄物の取り扱い、収集方法、事業系一般廃棄物の定義を明確にし、事業者へ周知徹底を図る。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づき各市町村が定めた一般廃棄物処理計画における事業系一般廃棄物の位置付けおよび取り扱いなどについて、市町村内の事業者に対して周知徹底を行う。

(一般廃棄物処理計画)

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

六 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

3 市町村は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即して、一般廃棄物処理計画を定めるものとする。

4 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

5 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

廃棄物処理法施行規則

(一般廃棄物処理計画)

第一条の三 法第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、同条第二項各号に掲げる事項を定めるものとする。

イ 事業系一般廃棄物減量化を考慮した処理手数料の検討

事業系一般廃棄物の排出割合が生活系ごみに比較して著しく低い市町村においては、事業系一般廃棄物が生活系ごみと混在して排出されている可能性が考えられる。

生活系ごみの収集が無料あるいは有料であっても、事業系一般廃棄物に比較して低額である場合にはこのような事例が発生しやすいことから両者の手数料の設定について検討する。

また、事業系一般廃棄物の処理手数料が近隣市町村と比較して低額な場合、他市町村からの流入が、高額の場合には流出現象が発生していることが推測されるため、周辺市町村における処理手数料と比較した適正価格の設定を検討する。

ウ 事業者へのごみ減量化計画の作成指導

事業系一般廃棄物の減量化を推進するためには、事業者が自主的にごみの減量化に取り組むことが重要である。このためには、自社の事業系一般廃棄物の排出の実態を把握する必要がある。

自社の事業系一般廃棄物の排出実態を把握し、発生抑制・リサイクルに取り組めるよう事業系一般廃棄物の減量化計画を作成するよう指導を行う。

エ ごみ減量化の具体策の情報提供

事業系一般廃棄物の発生抑制・リサイクル等に取り組みたいと考えている事業者に対して、既に発生抑制やリサイクルに取り組んでいる事業者の取組状況を提示することにより、各事業所における取組みを促進する。

(2) 事業者が取り組むべき対策

ア 自社の排出実態の把握、記録

事業系一般廃棄物の発生抑制・リサイクルを推進するためには、従業員1人1人が廃棄物を減らそうという意識を持つ必要があり、結果として事業所全体で取り組むことが重要である。

このため事業所において排出される廃棄物の処理実態の把握を行う。

- 発生する廃棄物の種類
- 種類ごとの発生量
- 消耗品等の使用状況
- 事業所内における廃棄物の分別の状況
- 廃棄物・資源物の保管方法
- 廃棄物の処分方法・処分先
- 廃棄物の処理費用

イ 減量化、資源化への取り組み

廃棄物の発生抑制・リサイクルに関しては、事業活動の各段階ごとに取り組みを行うことが必要であることから、生産、流通、販売、排出等の段階ごとに取り組みを検討する。

発生抑制・リサイクルを効果的に促進するためには、発生した廃棄物の品目ごとに減量化、資源化方法を検討する。

- 消耗品等の資材の使用量の削減の可能性の検討
- 耐久性の高い資材の使用の検討
- 不必要な廃棄の実体の検討
- 廃棄物の資源化の検討
- 分別方法の再検討

ウ 廃棄物担当者の設置

発生抑制・リサイクルの推進のため、廃棄物担当者を設置し、減量化促進のため責任の所在の明確化を行う。

エ リサイクルシステム・ネットワークの構築

減量化を効率よく促進するためのシステムや事業者間でのリサイクルネットワークの構築を検討する。

- 消耗品等の使用方法についてのルールの作成
- 適切な分別方法の選定
- リサイクルボックスの設置
- 廃棄物・資源物の保管場所の確保
- 減量化などに関する目標の設定
- 廃棄物処理・リサイクルに係る費用の算出・予算化
- 周辺事業所との連携

(3) 行政と事業者が連携して取り組むべき対策

ア 協働体制の整備

減量化を効率よく促進するための手段として行政と事業者が協働で取り組む体制を整備する。

- 協働関係構築のための情報発信と情報交換の場づくりの推進
- 行政の施策形成への事業者の意見の反映
- 環境配慮型事業活動に対する推奨制度の検討
- 各種リサイクル活動への情報提供
- 事業者のごみ減量化・資源化に対する支援
- リサイクルシステムの効率化の検討

8 業種別の取り組み

(1) 各業種共通

ア 紙類の節約

紙類は各業種共通に排出され、廃棄物に占める割合も高いことから使用量の削減は廃棄物の削減に効果的である。

両面コピーの実施
事務書類、会議資料の電子化
不要なコピーの削減
パンフレット・チラシの削減

イ 廃棄物減量化への意識啓発

従業員一人ひとりの取り組みにより、事業所全体の廃棄物の減量化に大きな効果がある。

使い捨て容器の自粛
ペットボトル飲料から水筒への切り替え
長期使用できる事務用品の使用

ウ 物品の長期使用

使用可能な設備は、可能な限り修理等を行い長期使用する。

古くても使用可能な物品は最後まで使う。
備品の購入時に、耐久性が高い商品や修理が容易な商品を選択する。
中古品の利用の検討

エ リサイクルが容易な商品の選択

類似の商品でも購入時に素材に注目することによりリサイクルを行いやすい商品を選択することが可能となる。

単一の素材で出来た商品を選択的に購入・使用する。
リサイクルを意識した設計の商品を優先的に購入・使用する。
自社で大量に排出(廃棄)される商品はリサイクルが容易なものを選択し、
メーカーなどと協力し、リサイクル手段を構築しておく。

(2) 製造業

ア 製造段階での廃棄物の削減

製造業者が製品の製造段階から廃棄物の減量化に取り組むことで、大きな減量効果が期待される。

省資源に配慮した製造工程や製品の設計を検討する。
長期使用が可能で修理が容易な商品を製造する。
製造工程で発生する副産物・端材等の再資源化を行う。
長期使用可能な機材を選択する。
簡易包装を実施する。

イ 繰り返し使用可能な商品の製造

長期使用可能な製品の製造により廃棄物が削減される。

部品の規格を統一し、修理を容易にする。
修理しやすい構造の製品を製造する。

ウ 製品の長期使用の促進

同一製品の長期間使用により廃棄物の発生が抑制される。

製品の修理に関するサービスを充実する。
修理部品の長期供給を実施する。

エ 自社の製品等をリユースする

使用可能な製品は最後まで使用し、廃棄物を削減する。

自社製品を回収・修理しリユース製品として販売する。
製品の梱包材、容器等を回収し、再利用する。

オ 再資源化しやすい製品の製造

製品の製造段階からリサイクルを促進させるための取り組みを行う。

再資源化が可能な素材で製品を製造する。
自社製品の回収や再資源化システムを構築する。

カ 消費者への広報

消費者へのリサイクル等の重要性をPRし、自社製品の再資源化を促進する。

製品にリサイクルのPR文書を添付する。
取り扱い説明書にリサイクルについて明記する。

(3) 卸売・小売業

ア 容器や包装資材等の使用方法の見直し

商品出荷時や販売時の包装を工夫することで廃棄物を削減する。

過剰包装を控え、最低限の包装とする。
容器や包装資材は、無駄が発生しないように工夫して使用する。

イ 物品の素材や使用方法に注意する。

繰り返し使用してもいつかは廃棄物となるため、リサイクルしやすい素材や使い方を検討する。

出荷用資材は、単一素材の物を選択し使用する。
テープ類・梱包材等は、リサイクル製品を優先的に使用する。

ウ メーカーや業者との協力

事業所や個人での廃棄物の減量化には限界があることから商品の流通・販売に係る他の業者とも協力して取り組む。

他業者へ情報の提供を行う。
容器や包装資材の回収システムをメーカー・卸売・小売業者で構築する。

エ 消費者との協力

消費者と協力することで廃棄物の減量化が促進される。

簡易包装への協力を呼びかける。
マイバッグの持参を呼びかける。
ばら売りによる適量販売、適量購入を推進する。

オ 繰り返し使用

使い捨て商品は廃棄物の発生につながることから、製品の繰り返し使用について検討する。

レジ袋・紙袋・包装・容器等に繰り返し使用可能な製品を使用する。
使い捨て商品の使用を控え、繰り返し使用可能な商品に切り替える、デポジット制の導入を検討する。
リターナブルびんの飲料等リユース可能な商品の販売を推進する。

カ 物品の素材や使用方法の見直し

店舗で使用する物品の素材や使用方法を見直し、リサイクルを推進する。

レジ袋・包装紙等は単一素材のものを使用する。
紙類は再生紙を優先的に使用する。
発泡トレーは無色のものを使用する。

キ 食料品の廃棄

生ごみをリサイクルすることで、従業員や消費者のリサイクルへの関心を高める。

食料品を廃棄するときは容器と分け堆肥化する。
堆肥化した後の有効利用についても検討する。

(4) 飲食・宿泊業

ア 使い捨て商品の使用の自粛

使い捨て商品は廃棄物の発生につながることから、繰り返し使用について検討する。

割り箸の使用をやめる。
おしぼりは繰り返し使えるものを利用する。
調味料等は個別包装ではなく詰め替え商品を使用する。
使い捨ての容器の使用を控える。

イ 生ごみの減量

飲食・宿泊業では、生ごみの排出割合が大きいことから、生ごみの減量化が重要である。

生ごみの水切りを十分に行い減量化する。
食材は無駄なく使用する。
生ごみはコンポストや生ごみ処理機で堆肥化する。

ウ リユース製品の使用

繰り返し使用可能な商品を優先的に購入し廃棄物の発生を減らす。

リターナブルびんや詰め替え樽の飲料を購入する。
洗剤、手洗い用品等は詰め替え商品を購入する。
ペーパータオルの使用を自粛する。

エ 宿泊者との協力

宿泊者に協力を求め、リサイクルを推進する。

部屋にリサイクルボックスを設置し、分別収集に協力を依頼する。
物品の販売等は簡易包装での販売に理解を求める。

(5) その他の業種

ア 医療業

カルテ等の電子化
伝票の小型化
割り箸の使用の自粛
生ごみの減量化
容器の再使用
耐久性の高い機器の導入
病室へのリサイクルボックスの設置
機密性の低い事務書類のリサイクル

イ 運輸・通信業

梱包資材の繰り返し使用
補修部品はリユース品を使用
木製パレットのリサイクル処理
リサイクルが容易な製品の開発

ウ 金融業

パンフレットの削減
機密書類のリサイクル方法の検討
機密性の低い事務書類のリサイクル
通帳の回収とリサイクル
粗品にリサイクル商品を採用

9 減量化計画作成マニュアル

事業系一般廃棄物の減量化を進めるためには各事業所における自主的な取り組みが重要であることから、取り組みを円滑に行えるよう事業所ごとに減量化計画作成し取り組むことが望ましい。

このため、減量化計画作成するために必要となる事項を示す。

なお、実際に減量化計画作成する際には、市町村における取り組み状況や事業所規模などを考慮し記載項目や目標設定について適宜選択する。

減量化計画（例）	
(1)	基本方針（廃棄物の資源化）
(2)	計画の期間
(3)	廃棄物排出量の把握
(4)	課題
(5)	廃棄物減量目標の設定（年度目標）
(6)	職場でのルール作り
(7)	具体的な取り組み
(8)	計画の進行状況の確認

このうち、特に、(2)、(3)、(5)、(8)は減量化を推進する上で特に重要であると考えられる。

(1) 計画の期間

廃棄物の減量化を推進するためには、事業所における環境の整備が必要であることから無理のない目標を設定し段階的に取り組む必要があることから、数年（5年程度）の期間で設定し、その間に見直しを行いながら継続的に取り組む必要がある。

(2) 廃棄物排出量の把握

事業所から排出される廃棄物は、事業内容により大きく異なっている。

事業所から排出される主な一般廃棄物である新聞、雑誌、段ボール、OA用紙等の紙ごみ、空き缶、空きビン、PETボトル、生ごみ等についてその排出実態やリサイクルの実施状況を把握する。

排出実態集計表

種類	排 出 量						合 計
	1月	2月	-	-	11月	12月	
新聞							
雑誌							
段ボール							
OA用紙							
飲料紙パック							
その他紙類							
プラスチック類							
PETボトル							
生ごみ							
金属類（缶）							
ガラス類（ビン）							
その他							

(kg)

(参考) 重量の目安

種類	例	単位	重量(g)
紙類	新聞紙	1部	200
	雑誌	1冊	200
	段ボール(42 × 35 × 28cm)	1枚	700
	OA用紙	1枚	4
プラスチック類	PETボトル(1L)	1本	100
	PETボトル(500ml)	1本	30
	白色トレイ(25 × 10cm)	1枚	5
生ごみ	45リットル袋	1袋	20,000
金属類	飲料用スチール缶(350ml)	1本	60
	飲料用スチール缶(200ml)	1本	30
	飲料用アルミ缶(350ml)	1本	20
ガラス類	ビールびん(大)	1本	500
	一升びん	1本	1,000

平成 年度廃棄物発生量・リサイクル等状況

種類	実績(推計)		処理状況
	排出量(t)	処理金額(円)	
新聞			
雑誌			
段ボール			
OA用紙			
飲料紙パック			
その他紙類			
プラスチック類			
PETボトル			
生ごみ			
金属類(缶)			
ガラス類(ビン)			
その他			

処理状況：自己処理・委託処理の別、処分・リサイクルの別等

(3) 職場でのルールづくり

事業系一般廃棄物の減量化を推進するためには、個々の従業員の理解と取り組みが必要である。

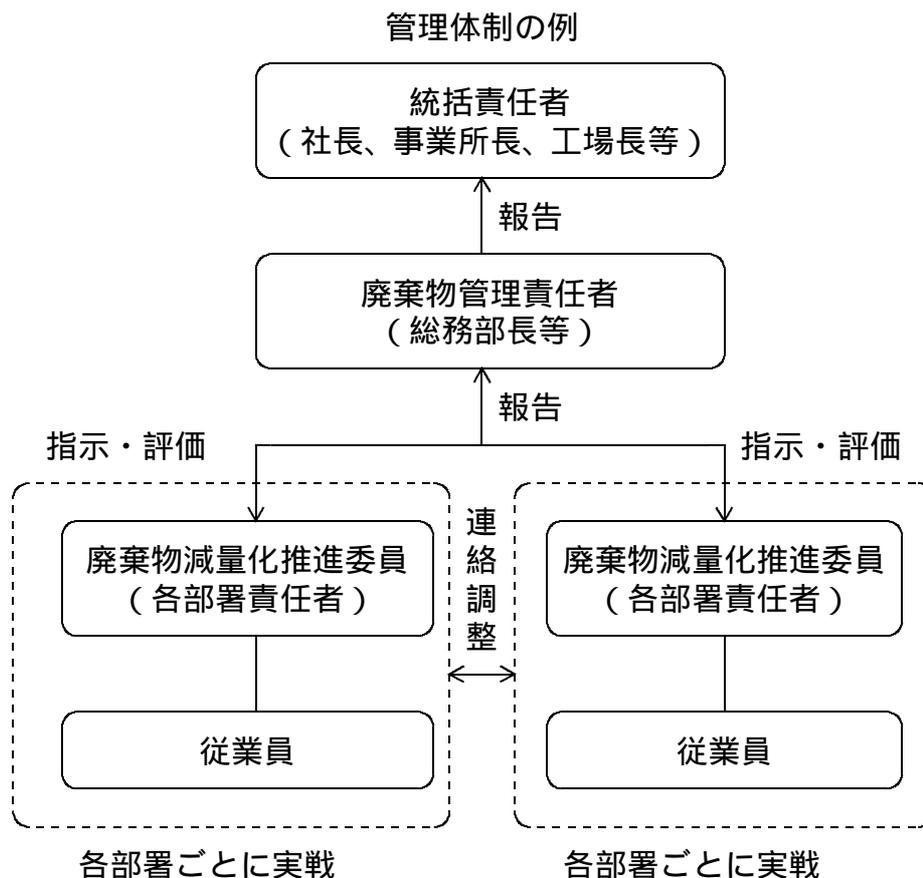
このために、事業所に共通認識を持たせるためのルール作りが必要である。

ア 推進のための組織作り

(ア) 減量化を推進するための組織を設置する。

(イ) 事業所全体を統括する廃棄物管理責任者、部署ごとの取り組みを推進する廃棄物減量化推進員を設置する。

(ウ) 廃棄物の資源化や処分に関する業者との交渉、廃棄物の保管方法、保管場所の確保など担当者の役割を定める。



イ 目標の設定、進行管理

- (ア) 事業所内で廃棄物の減量化への取り組みを推進するため、達成可能な範囲で目標を設定する。
- (イ) 事業所内における取り組みの達成状況の確認、改善等について PDCA サイクルにより実施する。

ウ 対象廃棄物の設定

- (ア) 事業系所から排出される廃棄物のうち、現在、排出や処理について問題となっており、取り組みが必要な廃棄物を選定する。
- (イ) 事業所内における取り組みの達成状況の確認、改善等について PDCA サイクルにより実施する。
- (ウ) 発生した廃棄物は、分別を行うことにより資源化がしやすくなることから、廃棄物の種類や量、資源化ルート等を勘案し効果的な分別区分を設定する。

エ 廃棄物減量化の推進

- (ア) 減量化の基本は、発生抑制と資源化であることから、事業活動において常にこの2点について考慮し取り組みを推進する。
- (イ) 資源化を委託により行う場合、分別スペースや引渡までの間、廃棄物の保管場所を確保する必要があるため、事業所内で調整を行う。

(4) 課題

ア 事業活動において発生する廃棄物に関する課題を整理し、取り組みのための検討を行う。

イ 事業活動に伴い発生する廃棄物の量、リサイクル実施状況、処理費用等について状況を把握する。

ウ 廃棄物の減量化を行った場合に想定される効果について検討する。

(5) 廃棄物減量目標の設定（年度目標）

- ア 廃棄物の排出実態の把握、整理した課題に基づき、発生抑制、資源化に係る目標を設定する。
- イ 山梨県廃棄物総合計画においては、一般廃棄物の排出量を5年間で10%削減するとしており、この目標を達成するための行動目標として事業系一般廃棄物については5年間で20%の削減を掲げていることからこれを参考に設定することが望ましい。
- ウ 但し、目標の設定は実現可能な範囲で定めることが重要で、取り組みの進行管理を行う中で逐次見直しを行うことが望ましい。

平成 年度の廃棄物発生・リサイクル量目標

種 類	費用(円)	計画目標(t)			
		排出量	リサイクル量	減量化量	最終処分量
新聞					
雑誌					
段ボール					
OA用紙					
飲料紙パック					
その他紙類					
プラスチック類					
PETボトル					
生ごみ					
金属類(缶)					
ガラス類(ビン)					
その他					

(6) 基本的取り組み

ア 発生抑制

- (ア) 事業活動における不良品や廃棄物の発生抑制
 - (イ) 事務用品・備品等の在庫管理の徹底による消耗資材の削減
 - (ウ) 社内書類の簡素化・電子化等による廃棄物の発生抑制
 - (エ) 過剰包装の防止のための、納入メーカー、消費者との連携

イ 再使用

- (ア) 効率的な資源化のための廃棄物の分別保管
 - (イ) 推進委員による分別状況の確認と指導
 - (ウ) 再使用可能なルート確保

ウ 再生利用

- (ア) 資源ごみの廃棄物への混入の防止
 - (イ) 適正な再生利用ルート確保

(7) 具体的な取り組み

ア 製造業

(ア) 発生抑制

省資源に配慮した製造工程を検討する。
長期使用が可能で修理が容易な商品を製造する。
製造工程で発生する副産物・端材等の再資源化を行う。
長期使用可能な機材を選択する。
簡易包装を実施する。

(イ) 再使用

部品の規格を統一し、修理を容易にする。
修理しやすい構造の製品を製造する。
製品の修理に関するサービスを充実する。
修理部品の長期供給を実施する。
製品の梱包材・容器等を回収し、再利用する。
製品にリサイクルのPR文書を添付する。
取り扱い説明書にリサイクルについて明記する。

(ウ) 再生利用

再資源化が可能な素材で製品を製造する。
自社製品の回収や再資源化システムを構築する。

イ 卸売・小売業

(ア) 発生抑制

過剰包装を控え、最低限の包装とする。
容器や包装資材は無駄が発生しないように工夫して使用する。
出荷用資材は、単一素材の物を選択し使用する。
テープ類・梱包材等は、リサイクル製品を優先的に使用する。
マイバッグの持参を呼びかける。
ばら売りによる適量販売、適量購入を推進する。

(イ) 再使用

レジ袋・紙袋・包装・容器等に繰り返し使用可能な製品を使用する。
使い捨て商品の使用を控え、繰り返し使用可能な商品に切り替える、デポジット制の導入を検討する。
リターナブルびんの飲料等リユース可能な商品の販売を推進する。

(ウ) 再生利用

容器や包装資材の回収システムをメーカー・卸売・小売業者で構築する。
レジ袋・包装紙等は単一素材のものを使用する。
紙類は再生紙を優先的に使用する。
発砲トレーは無色のものを使用する。
食料品を廃棄するときは容器と分け堆肥化する。
自己処理・委託処理による堆肥化等を含め積極的に検討する。
事業協同組合等における生ごみの組織的な堆肥化体制の整備を検討する。
堆肥の有効利用についても検討する。

ウ 飲食・宿泊業

(ア) 発生抑制

割り箸の使用をやめる。
調味料等は個別包装ではなく詰め替え商品を使用する。
使い捨ての容器の使用を控える。
生ごみの水切りを十分に行い減量化する。
食材は無駄なく使用する。
ペーパータオルの使用を自粛する。

(イ) 再使用

おしぼりは繰り返し使えるものを利用する。
リターナブルびんや詰め替え樽の飲料を購入する。
洗剤、手洗い用品等は詰め替え商品を購入する。

(ウ) 再生利用

生ごみはコンポストや生ごみ処理機で堆肥化する。
自己処理した堆肥の自家製野菜への活用について取り組む。
生ごみの堆肥化を行っている民間業者や市町村が堆肥化を行っている場合には積極的に協力する。
事業協同組合等における生ごみの組織的な堆肥化体制の整備を検討する。
部屋にリサイクルボックスを設置し、分別収集に協力を依頼する。

エ その他の業種

(ア) 運輸・通信業

発生抑制：梱包資材の繰り返し使用
再使用：補修部品はリユース品を使用
再資源化：木製パレットはリサイクル処理
リサイクルが容易な製品の開発

(イ) 金融業

発生抑制：パンフレットの削減
再資源化：機密書類のリサイクル方法の検討
機密性の低い事務書類や使用済み通帳のリサイクル

(8) 計画の進行状況の確認

- ア 現状での廃棄物の発生状況やリサイクル状況を把握し整理する。
- イ 目標値に対する実績から達成状況について評価を行う（初年度の場合は不要）。
- ウ 評価を基に、目標値及び取り組みの見直し等を行う。

平成 年度の廃棄物発生・リサイクル量実績

種 類	費用(円)	実 績 (t)			
		排出量	リサイクル量	減量化量	最終処分量
新聞					
雑誌					
段ボール					
OA用紙					
飲料紙パック					
その他紙類					
プラスチック類					
PETボトル					
生ごみ					
金属類(缶)					
ガラス類(ビン)					
その他					

平成 年度の目標達成状況

種 類	計画目標(t)				達成率(%)			
	排出量	リサイクル量	減量化量	最 終 処分量	排出量	リサイクル量	減量化量	最 終 処分量
新聞								
雑誌								
段ボール								
OA用紙								
飲料紙パック								
その他紙類								
プラスチック類								
PETボトル								
生ごみ								
金属類(缶)								
ガラス類(ビン)								
その他								

10 具体的事例

ここでは、実態調査の結果を基に、実際に事業所としての取り組みについてその内容ともたらされた効果を示す。

(1) 建設業

業務の内容	建築設計
取り組みの分類	発生抑制 再使用
対象とする廃棄物	新聞紙 雑誌 O A用紙
取り組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量化目標値の設定 ・社内書類は再生用紙の使用又は両面コピーの徹底 ・月1回のパトロールによりごみ分別の確認
取り組み前の問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・以前よりごみの分別は訴えていたが徹底されなかった。
取り組みによる効果	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物として分別するごみは平成13年度に比べ25%程度削減できた。
課題及び今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・更に削減目標を揚げ徹底していく。

業務の内容	建築設計
取り組みの分類	発生抑制 再使用
対象とする廃棄物	O A用紙
取り組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙回収箱を設置し、使用できる物は再利用し、出来ない物はシュレッダーにかけパッキンとして利用 ・新聞紙・雑誌はリサイクル業者に引き取らせ、社内で発生した個人の生ごみは各自持ち帰ることを継続中
取り組み前の問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の分別に対する認識や自覚の低さ
取り組みによる効果	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の意識の変化が見られ、ごみを出さない、捨てない(リサイクルできるものはリサイクルする)ようになってきた。
課題及び今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・現状を維持しながら今後の対策を考えていきたい。

(2) 製造業

業務の内容	接着剤・シーリング材の製造
取り組みの分類	再生利用
対象とする廃棄物	新聞紙 雑誌 O A用紙 包装材・燃えるごみの利用
取り組みの概要	<ul style="list-style-type: none">・燃えるごみを自社焼却炉で処分していたものを燃料化ごみとして中間処理業者出すように切り替え、破碎、加熱形成後セメント原料化してリサイクル・ビニール、P P系のものは分別して原料に戻し再資源化
取り組み前の問題点	<ul style="list-style-type: none">・処理費用・自社での処理でないため、ごみの処理委託先の選定
取り組みによる効果	<ul style="list-style-type: none">・環境負荷の低減・ISO14001 活動の一環としてアピール
課題及び今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・他の排出ごみについてもリサイクル可能な中間処理業者に変更していく。

業務の内容	金属製品製造
取り組みの分類	発生抑制 再使用 再生利用 その他
対象とする廃棄物	新聞紙 O A用紙 段ボール
取り組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ ISO14001 により会社全体で取り組みを実施 ・ 社内規定（廃棄物管理規定）にて運用管理 ・ O A用紙は再生品を購入し使用後は裏紙まで使用しその後リサイクル用ごみになる。 ・ 文書類の電子データ化を社内的に進め、紙の使用量削減に会社全体で取り組んでいる。 ・ 廃棄物の処理については、業者と委託契約し運用している。
取り組み前の問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以前(ISO 取得前)は一般廃棄物に対する関心が薄く、分別の意識が低く、燃えるごみとして殆ど処分していた。 ・ 分別も燃えるごみ、燃えないごみの2種類でリサイクル意識が低い状況であった。
取り組みによる効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社の環境方針及び目的・目標に掲げた為に、従業員の意識が向上してきた。 ・ エコマーク品、再生紙等の購入を進めることにより、3Rの意識が向上した。 ・ 文書類の電子データ化により O A 用紙の購入量も減少
課題及び今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社の事業活動に関わる環境側面を常に認識し、環境影響を少なくすることに心がけ、継続的改善を図って行きます。

業務の内容	電子材料加工製造
取り組みの分類	発生抑制 再使用
対象とする廃棄物	OA用紙 生ごみ 段ボール
取り組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ OA 用紙削減のための用紙の両面使用、縮小印刷 ・ 社内規定書類、回覧書類の電子化による用紙削減 ・ 生ごみ削減のための一次加工済み食材の購入・使用 ・ 食堂利用者数のデータ分析による食材の余剰減少 ・ 社内での引っ越しで使用する段ボールの再利用、リサイクル
取り組み前の問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取り組み以前は多量の用紙を使用し廃棄していた ・ 生ごみ（野菜のヘタ、皮、魚のアラ等）が発生していた ・ 引っ越しに使用していた段ボールは引っ越し業者が回収していた。
取り組みによる効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ OA 用紙の使用量、購入が減少した。（費用の削減） ・ 書類で保管する必要がなくなり、保管スペースが必要なくなった。 ・ 生ごみの発生が抑制できた。 ・ 新規の段ボールが必要なくなった。 破損した段ボールのみ廃棄している（リサイクル）
課題及び今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子化が進んでも一部の書類は紙での保管が必要 ・ 生ごみの発生を抑制するための食堂利用者のデータ集計を継続、不要な生ごみを発生させない ・ 破損する段ボールを減らすため取り扱いに注意する。

業務の内容	電子材料加工製造
取り組みの分類	発生抑制 再使用 再生利用
対象とする廃棄物	新聞紙 雑誌 O A用紙 生ごみ
取り組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ OA 用紙の購入方法見直し改善（必要な時購入） ・ OA 用紙の裏面活用の推進（社内配布はすべて） ・ 自部門の廃棄物の量測定による、削減意識の高揚 ・ My コップ活動による紙コップの削減（個人コップ保有） ・ 納入段ボールの持ち帰りのお願い ・ 自動販売機の削減
取り組み前の問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物への認識不足（出たものは他人の責任）
取り組みによる効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ OA 用紙の購入方法見直し、裏面使用により 30% 強の削減効果が得られつつある。 ・ 生ごみ等廃棄物削減も重量測定により従業員の意識が高まった。 ・ 紙コップから My コップ活動 多くの人の協力が得られた。
課題及び今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持ち込み（弁当等）ごみの改善（持ち帰り） ・ 購入品、納入品の通い箱の推進

業務の内容	清涼飲料水製造
取り組みの分類	再使用
対象とする廃棄物	紙製飲料パック
取り組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造工程で発生するロス材の紙パックを業者に運搬してもらい、破碎洗浄し製紙工場に届けてリサイクルペーパーに活用 ・ 月の発生量を、全量リサイクル化に向け取組中 月の発生量：約 35 ~ 45t
取り組み前の問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処分先の確保が困難 ・ 焼却による経費の高騰による不安 ・ 処分先が急に受入を中止する問題が多くあった。
取り組みによる効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員の廃棄物の分別意識の向上につながった。 ・ リサイクルするためには、焼却費用と同等の金額が掛かるが、循環型社会に貢献できたと考えている。また、CO2の削減につながった ・ リサイクルについて取引業者・処分業者を交えて意見交換を行い広くPR活動ができた。
課題及び今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクルで出来たペーパーを工場内で、積極的に使用したいと考えている。 ・ ロス品の紙パックの発生抑制に努力したいと考えている。

(3) 電気、ガス、水道業

業務の内容	電気供給
取り組みの分類	発生抑制 再使用 再生利用
対象とする廃棄物	新聞紙 雑誌 O A用紙 生ごみ
取り組みの概要	<ul style="list-style-type: none">・新聞購読部数見直し・コピー用紙購入量の抑制・コピー用紙裏面活用の推進徹底・パンフレット等発注数見直し・生ごみ処理機による生ごみ処理・分別収集の徹底
取り組み前の問題点	<ul style="list-style-type: none">・リサイクル可能品と可燃物との混合・削減意識の薄さ
取り組みによる効果	<ul style="list-style-type: none">・コピー用紙購入量（平成 12 年度対比）24.3%削減・新聞購入費用削減・従業員の削減意識の向上
課題及び今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・コピー用紙購入量の現状維持（実績以下）

(4) 情報・通信業

業務の内容	情報通信
取り組みの分類	発生抑制
対象とする廃棄物	可燃ごみ
取り組みの概要	・可燃ごみの排出削減
取り組み前の問題点	・ごみ箱に何でも捨てる（コピー紙、包装紙、紙コップ等）ため、そのまま可燃ごみとして処理されていた。
取り組みによる効果	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみとして排出量が毎年減少している（グループ企業全体で前年比約 3t 減） ・リサイクル量が増加している。 ・環境への意識が増している。
課題及び今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・更なる可燃ごみの削減のため、今年度から一部の部署において、ごみ箱を減らす取り組みを行っている。（大型のごみ箱を決められた場所に設置することにより、意識の向上が図られる。また、ルールを無視した廃棄に対しての指導等が容易） ・来年度、順次拡大していく予定

業務の内容	情報通信
取り組みの分類	発生抑制 再使用
対象とする廃棄物	新聞紙 雑誌 O A用紙 空き缶等
取り組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみ オフィス町内会の制度を利用 ・OA 用紙 裏紙使用（機密文書以外） 資源ごみ ・機密文書 シュレッダー 一般ごみとして処理
取り組み前の問題点	
取り組みによる効果	・資源ごみに対する認識が強くなってきた。
課題及び今後の取り組み	・機密文書の処理に関して、現在シュレッダーにかけて一般ごみとして処理をしているが、地元業者により処理方法に関する提案が出ているので検討していきたい。

(5) 卸売・小売業

業務の内容	食品スーパー
取り組みの分類	発生抑制 再使用
対象とする廃棄物	紙飲料パック 生ごみ
取り組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・専用回収BOXにての回収と専門業者への引渡 ・魚骨の専門業者による回収 ・マイバスケット・マイバッグの推進（レジ袋の減量化） ・従業員の「マイばし運動」の推進
取り組み前の問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・開店時より取り組んでいるため以前の問題はなし
取り組みによる効果	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバスケット・マイバッグの推進により、従業員の意識が変化し他の部分でも積極的に取り組むようになった。 ・レジ袋が今後少なくなってくると思われ、購入コストの削減に繋がると思う。 ・マイばし運動により更に意識の向上につながっていくと思われる。
課題及び今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・社内外ともに環境保護への意識向上を目指し積極的な取り組み（イベント等含め）を行っていく。

業務の内容	食料品販売
取り組みの分類	再使用
対象とする廃棄物	廃油
取り組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・廃油を月二回程度回収してもらい、回収した廃油は飼料等に再利用されている。
取り組み前の問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・取り組み前は廃油処理費用を負担していた。
取り組みによる効果	<ul style="list-style-type: none"> ・廃油荷受代を回収業者から受け取ることで、廃棄物処理費用の負担が軽減された。
課題及び今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの減量化に取り組む。

(6) 飲食・宿泊業

業務の内容	ホテル・飲食店
取り組みの分類	再使用
対象とする廃棄物	新聞紙 雑誌 OA用紙 生ごみ 段ボール
取り組みの概要	<ul style="list-style-type: none">・紙類は資源ごみとして分別し、リサイクル業者へ・生ごみは、液肥化し農作物に利用している。
取り組み前の問題点	<ul style="list-style-type: none">・焼却ごみが非常に多く、生ごみにおいては不衛生な面が多かった。
取り組みによる効果	<ul style="list-style-type: none">・可燃ごみの量が大きく減り分別による資源物の量が増えた。・社員の社会人としての意識向上に役立った。
課題及び今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・液肥の利用を推進し農産物の利用を工夫したい。

業務の内容	ホテル・飲食店
取り組みの分類	再使用
対象とする廃棄物	廃油
取り組みの概要	<ul style="list-style-type: none">・食用油 回収業者にて飼料になっている。
取り組み前の問題点	<ul style="list-style-type: none">・特になし
取り組みによる効果	<ul style="list-style-type: none">・月2～3万円の経費削減（処理費用）
課題及び今後の取り組み	

(7) 医療・福祉

業務の内容	病院
取り組みの分類	発生抑制
対象とする廃棄物	OA 用紙
取り組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ ミスコピーなど裏側が使える用紙をメモ用紙として利用し、そのまま廃棄しないようにする。 ・ 紙媒体ではなくても良いものについてはプリントアウトせず、データでのやり取りを行ったり、WEB 上で参照出来るようにする。
取り組み前の問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ WEB 環境が整っていなかった為、回覧する文書についても必ず印刷し、場合によっては職員全員に配布しなければならなかった為、紙ベースの資料が多かった。
取り組みによる効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ まだまだ、紙媒体の資料を全廃することは難しいが、WEB 参照する習慣が全職員につけばかなりの無駄も無くなり、廃棄物の発生抑制のみならずコストの削減にも繋がっていくと考える。
課題及び今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ オーダリングシステム導入により、伝票類の発行量削減が出来、システムへの直接入力が可能となり、今までのメモ書きも少なくなり、ごみの発生量も削減出来ると期待している。

業務の内容	病院
取り組みの分類	発生抑制
対象とする廃棄物	OA 用紙
取り組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 院内 LAN 等を活用して会議等の資料のペーパーレスを行っている。
取り組み前の問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印刷物の増大
取り組みによる効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少しは減少していると思うが、各部署において LAN からの印刷が行われている。
課題及び今後の取り組み	

業務の内容	病院
取り組みの分類	再生利用
対象とする廃棄物	個人情報に関わる書類、重要書類等
取り組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理業者に依頼し薬品による溶解処理を本年(H19)から実施
取り組み前の問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ シュレッダーによる裁断処理を行っていたが、書類の紛失・処理にかかる人的体制等の問題があった。
取り組みによる効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄業者と個人情報を含む委託契約を結び安全・安心に処分することができた。
課題及び今後の取り組み	

市町村、一部事務組合及び県の廃棄物担当部署連絡先

市 町 村

	市町村名	所 属 名	住 所		電話番号 FAX 番号
1	甲府市	環境総室 総務課	400-0831	甲府市上町 601-4	055-241-4311 055-241-6190
2	富士吉田市	環境課	403-0002	富士吉田市小明見 690	0555-22-0030 0555-30-4154
3	都留市	地域振興課 環境保全室	402-8501	都留市上谷 1-1-1	0554-43-1111 0554-43-5049
4	山梨市	環境課	405-0042	山梨市小原西 955	0553-22-1111 0553-23-2800
5	大月市	まちづくり推進課	401-8601	大月市御太刀 1-14-24	0554-21-5100 0554-21-5102
6	韮崎市	市民課	407-8501	韮崎市水神 1-3-1	0551-22-1111 0551-23-0249
7	南アルプス市	環境課	400-0395	南アルプス市 小笠原 376	055-282-6097 055-282-6096
8	北杜市	環境課	408-0188	北杜市須玉町 大豆生田 961-1	0551-42-1341 0551-42-1124
9	甲斐市	環境課	407-0193	甲斐市下今井 171	0551-20-3653 0551-20-3670
10	笛吹市	ごみ減量課	406-8585	笛吹市石和町市部 777	055-261-2044 055-262-4115
11	上野原市	生活環境課	409-0112	上野原市上野原 8344	0554-63-5353 0554-63-6250
12	甲州市	環境課	404-0047	甲州市 塩山三日市場 947-1	0553-33-4404 0553-32-4696
13	中央市	環境課	409-3893	中央市成島 2266	055-274-8543 055-274-1124
14	市川三郷町	生活環境課	409-3601	市川三郷町 市川大門 1790-3	055-272-6092 055-272-2525
15	増穂町	町民課	400-0592	増穂町天神中条 1134	0556-22-7209 0556-22-8666
16	鰍沢町	民生課	400-0695	鰍沢町 1599-5	0556-22-2151 0556-22-5290
17	早川町	町民課	409-2732	早川町高住 758	0556-45-2511 0556-20-5000
18	身延町	環境下水道課	409-3392	身延町飯富 2241-75	0556-42-4814 0556-42-4815
19	南部町	水道環境課	409-2102	南部町福士 28505-2	0556-66-2111 0556-66-2190
20	昭和町	環境経済課	409-3880	昭和町押越 542-2	055-275-8355 055-275-2109

21	道志村	産業振興課	402-0209	道志村 6181-1	0554-52-2114 0554-52-2572
22	西桂町	住民福祉課	403-0022	西桂町小沼 1501-1	0555-25-2121 0555-20-2015
23	忍野村	保健衛生課	401-0592	忍野村忍草 1514	0555-84-7795 0555-84-3717
24	山中湖村	環境衛生課	401-0502	山中湖村平野 506	0555-62-5374 0555-62-5375
25	鳴沢村	企画課	401-0398	鳴沢村 1575	0555-85-2311 0555-85-2461
26	富士河口湖町	環境課	401-0392	富士河口湖町 船津 1700	0555-72-3169 0555-72-6038
27	小菅村	住民課	409-0211	小菅村 4698	0428-87-0111 0428-87-0933
28	丹波山村	住民生活課	409-0305	丹波山村 890	0428-88-0211 0428-88-0207

一部事務組合

	組 合 名		住 所	電話番号 FAX 番号
1	峡南衛生組合	409-3305	身延町下田原 2548	0556-42-2207 0556-42-2264
2	三郡衛生組合	400-0412	南アルプス市 東南湖 1070	055-284-0432 055-284-0691
3	大月都留広域事務組合	401-0022	大月市 初狩町中初狩 3274	0554-20-2651 0554-20-2655
4	青木ヶ原衛生センター	409-3713	富士河口湖町 精青木ヶ原 514	0555-85-2277 0555-85-2277
5	東山梨環境衛生組合	404-0011	山梨市 牧丘町成沢 2000	0553-35-4014 0553-35-3852
6	青木が原ごみ処理組合	409-3713	富士河口湖町 精青木ヶ原 514	0555-85-2652 0555-85-2735
7	中巨摩地区広域事務組合	409-3813	中央市一町畑 1189	055-273-5711 055-273-5819
8	小菅丹波山衛生組合	409-0211	丹波山村 890 丹波山村役場内	0428-88-0211 0428-88-0207
9	峡北広域行政事務組合	407-0033	韮崎市竜岡町 下条南割 1895	0551-22-3437 0551-22-3749

山 梨 県

	所 属 名		住 所	電話番号 FAX 番号
1	山梨県森林環境部環境整備課	400-8501	甲府市丸の内 1-6-1	055-223-1515 055-223-1507
2	中北林務環境事務所	407-0024	韮崎市本町 4-2-4	0551-23-3090 0551-23-3097
3	峡東林務環境事務所	404-0045	甲州市 塩山上塩後 1239-1	0553-20-2739 0553-20-2728
4	峡南林務環境事務所	409-3606	市川三郷町高田 111-1	055-240-4141 055-240-4189
5	富士・東部林務環境事務所	402-0054	都留市田原 3-3-3	0554-45-7811 0554-45-7807

< 資 料 >

山梨県事業系一般廃棄物実態調査 調査票

- 調査ご協力をお願い -

この調査は、県内で発生する事業系一般廃棄物の実態や発生抑制、リサイクル等の状況を調査し、廃棄物総合計画に定める事業系一般廃棄物の目標達成のための指針策定の資料を得ることを目的として、皆様の処理状況などをお伺いするものです。

このアンケートの内容は、秘密を厳守し、個別の調査票の公表したり、統計以外の目的に使用したりすることはありませんので、ありのままに記入してください。ご多用のところ誠に恐縮に存じますが、ご協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

【ご記入に当たり次の点にご注意ください。】

- 1 本調査は、平成17年度における状況についてご回答ください。ただし、一部記入の年月を指定した質問もありますのでご注意ください。
- 2 この調査票の記入につきましては、総務または環境部門の担当責任者の方をお願いいたします。
- 3 本調査は、事業活動に伴い発生する事業系一般廃棄物を対象としております。以下の例を参考に産業廃棄物は除いてご回答ください。

例

事業系一般廃棄物（調査対象）	産業廃棄物（調査対象外）
新聞、雑誌 事業所から排出される紙くず、 段ボール等 飲食店、従業員食堂から出る残 飯、生ごみ 卸小売業から出る野菜くず、魚 介類等	汚泥 建設廃棄物 廃油 ばいじん 廃酸、廃アルカリ 事業活動所から排出される廃プ ラスチック類 事業活動所から排出されるガラ スクズ 事業活動所から排出される金属 くず 等

- 4 記入が終わりましたら、同封の「返信用封筒」か FAX により、10月31日（火）までにご回答ください。
- 5 この調査について、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。
山梨県森林環境部環境整備課 施設計画担当 小林
電 話 (055) 223 - 1515
ファクシミリ (055) 223 - 1507

貴事業所の概要について、平成18年3月末日現在の状況でお答えください。

F 1 事業所名																	
F 2 所在地																	
F 3 主たる業種 (該当番号に)	<table border="0"> <tr> <td>1 林業</td> <td>2 鉱業</td> </tr> <tr> <td>3 建設業</td> <td>4 製造業</td> </tr> <tr> <td>5 電気・ガス・熱供給・水道業</td> <td>6 情報通信業</td> </tr> <tr> <td>7 運輸業</td> <td>8 卸売・小売業</td> </tr> <tr> <td>9 金融・保険業</td> <td>10 不動産業</td> </tr> <tr> <td>11 飲食店、宿泊業</td> <td>12 医療、福祉</td> </tr> <tr> <td>13 教育、学習支援業</td> <td>14 複合サービス事業</td> </tr> <tr> <td>15 サービス業(他に分類されないもの)</td> <td></td> </tr> </table>	1 林業	2 鉱業	3 建設業	4 製造業	5 電気・ガス・熱供給・水道業	6 情報通信業	7 運輸業	8 卸売・小売業	9 金融・保険業	10 不動産業	11 飲食店、宿泊業	12 医療、福祉	13 教育、学習支援業	14 複合サービス事業	15 サービス業(他に分類されないもの)	
1 林業	2 鉱業																
3 建設業	4 製造業																
5 電気・ガス・熱供給・水道業	6 情報通信業																
7 運輸業	8 卸売・小売業																
9 金融・保険業	10 不動産業																
11 飲食店、宿泊業	12 医療、福祉																
13 教育、学習支援業	14 複合サービス事業																
15 サービス業(他に分類されないもの)																	
F 4 事業所の主な形態 (該当番号に)	<table border="0"> <tr> <td>1 店舗</td> <td>2 飲食店</td> </tr> <tr> <td>3 事務所・営業所</td> <td>4 工場・作業所</td> </tr> <tr> <td>5 倉庫・配送センター</td> <td>6 ホテル・旅館</td> </tr> <tr> <td>7 学校・保育所</td> <td>8 病院</td> </tr> <tr> <td>9 会館・娯楽施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 その他(具体的に)</td> <td></td> </tr> </table>	1 店舗	2 飲食店	3 事務所・営業所	4 工場・作業所	5 倉庫・配送センター	6 ホテル・旅館	7 学校・保育所	8 病院	9 会館・娯楽施設		10 その他(具体的に)					
1 店舗	2 飲食店																
3 事務所・営業所	4 工場・作業所																
5 倉庫・配送センター	6 ホテル・旅館																
7 学校・保育所	8 病院																
9 会館・娯楽施設																	
10 その他(具体的に)																	
F 5 事業所の従業者数	<p>従業者数()人(役員やパート等臨時の従業者も含む)</p> <p>従業者数は、アンケート調査の対象となった事業所のみの状況をお答えください。</p> <p>学校の場合には、教職員と事務職員の数の合計とし、児童・生徒は含めないでください。</p>																
F 6 経営者や従業者の住居の併設及びごみの分類 (該当番号に)	<table border="0"> <tr> <td>1 併設している</td> <td>2 併設していない</td> </tr> </table> <p>-----</p> <p>住居を併設している場合、住居から発生する家庭系ごみと事業系一般廃棄物は分けて排出していますか。</p> <table border="0"> <tr> <td>1 分けている</td> <td>2 分けていない</td> </tr> </table> <p>2を選択した場合、次ページからの質問には、事業系一般廃棄物についてわかる範囲で記載してください。</p>	1 併設している	2 併設していない	1 分けている	2 分けていない												
1 併設している	2 併設していない																
1 分けている	2 分けていない																
F 7 従業員食堂の有無 (該当番号に)	<table border="0"> <tr> <td>1 ある</td> <td>2 ない</td> </tr> </table> <p>同ビル内にあっても、主に一般客が利用する飲食店は従業員食堂に含みません。</p>	1 ある	2 ない														
1 ある	2 ない																

問1 事業系一般廃棄物(リサイクルしているものを含む)について、排出量、リサイクルの有無及び処理方法について記入してください。

排出量については、一ヶ月の平均排出量を記入ください。なお、必要であれば、次ページに掲載しました「重量の目安」を参考としてください。

リサイクルの有無については、該当するものに を付けてください。

処理方法については、処理方法から該当する番号を選び記入ください。

住居を併設している場合、住居から発生する家庭系ごみは除いて記入してください。

新聞からガラス類(空き瓶等)に該当しない事業系一般廃棄物については、その他の()内に具体的な事業系一般廃棄物名を記入し回答ください。

事業系一般廃棄物 (ごみの種類)	(1)排 出 量	(2)リサイクルの有無 (該当欄に)			(3)事業系一般廃棄物の処理方法	
		実 施	未 実 施	不 明	該当番号を選んで記入してください。	
					番号	処 理 方 法
新聞	kg/月					1 ごみ処理業者(一般廃棄物処理業者)に委託している。 2 リサイクル業者に売却又は引き取ってもらっている。 3 納入業者に返却している。 4 市町村のごみ収集に出している。 5 自社で市町村の施設に搬入している。 6 自社で処理している。 7 その他()
雑誌	kg/月					
段ボール	kg/月					
OA用紙	kg/月					
飲料パック	kg/月					
その他の紙類	kg/月					
プラスチック類	kg/月					
PETボトル	kg/月					
生ごみ	kg/月					
金属類(空き缶等)	kg/月					
ガラス類(空き瓶等)	kg/月					
その他()	kg/月					
その他()	kg/月					
その他()	kg/月					

(参考) 重量の目安

古紙	新聞紙 10kg / 月 雑誌 0.5kg / 冊 段ボール(42 × 35 × 28cm) 0.7kg / 枚 OA用紙(A4 2,500枚) 10kg
プラスチック	ペットボトル(1L) 0.1kg / 本 (500ml) 0.03kg / 本 食品トレイ(25 × 10cm) 0.005kg / 枚
生ごみ	45リットル袋 20kg / 袋
金属	飲料用スチール缶(350ml) 0.06kg / 本 飲料用スチール缶(200ml) 0.03kg / 本 飲料用スチール缶(350ml) 0.02kg / 本
空きびん	ビールびん(大) 0.5kg / 本 一升びん 1kg / 本

問2-1 問1の(2)「リサイクルの有無」で「実施」に を付けた各事業系一般廃棄物について、リサイクル処理金額(1ヶ月の平均)を把握していますか。把握している場合は、リサイクルを実施して受け取っている金額又は支払っている金額を差し引きせずにご記入ください。(また、無償の場合は0を記入してください。)

< 該当番号に 、金額を記入 >

事業系一般廃棄物 (ごみの種類)	(1)リサイクル処理金額の把握状況		(2)リサイクル処理金額 円/月	
	1 している	2 していない	受取金額	支払金額
新聞	1	2		
雑誌	1	2		
段ボール	1	2		
OA用紙	1	2		
飲料パック	1	2		
その他の紙類	1	2		
プラスチック類	1	2		
PETボトル	1	2		
生ごみ	1	2		
金属類(空き缶等)	1	2		
ガラス類(空き瓶等)	1	2		
その他()	1	2		
その他()	1	2		
その他()	1	2		

問 2-2 事業系一般廃棄物の処理（リサイクル処理を除く）の合計金額（一ヶ月の平均）を把握していますか。把握している場合は、ごみ処理業者処理費用、市町村処理費用をご記入ください。
 < 該当番号に 、金額を記入 >

1 把握している	2 把握していない
ごみ処理業者処理費用 _____ 円 / 月	市町村処理費用 _____ 円 / 月

問 3-1 事業系一般廃棄物の発生抑制及びリサイクルが貴事業所の経営方針の中に位置付けられていますか。
 < 該当するもの1つに >

1 経営方針に明文化されている)
2 特に明文化されていないが、経営者の訓示等で折に触れ従業員に伝えている	
3 その他(具体的に	
4 特に位置付けられていない	

問 3-2 事業系一般廃棄物の発生抑制及びリサイクルについて、現在どのような取り組みを行っていますか。
 < あてはまるものすべてに >

1 発生抑制やリサイクルのマニュアルを作成、配布している)
2 発生抑制やリサイクルに取り組む専門部署や管理責任者を設置している	
3 納入業者に包装の簡素化や通い箱（再利用型ボックス）による納品を依頼している	
4 古紙回収箱を置いている	
5 空き缶・びん等の分別回収箱を設置している	
6 周辺の事業所で共同して古紙をリサイクルしている（オフィス町内会を実施している）	
7 自動販売機の回収箱で回収した空き容器を納入業者に引き渡している。	
8 生ごみを分別して、飼料化業者、堆肥化業者等に引き渡している	
9 事業所内に生ごみ処理機等を設置している	
10 その他(具体的に	
11 特に取り組みはしていない	

問 3-3 事業系一般廃棄物の発生抑制及びリサイクルを進める上での主な問題点は何ですか。
 < 主なもの3つに >

1 リサイクルできそうな物がほとんどない)
2 古紙や空きびん等、資源化物の保管場所がとれない	
3 適当なりサイクル業者（処理業者）が分からない	
4 従業員に分別の徹底を浸透するのが難しい	
5 分別に手間や費用がかかる	
6 機密文書が多くリサイクルが難しい。	
7 食品の売れ残り等を減らすための販売管理が難しい。	
8 ごみを減らしてもごみ処理料金が安くなるなどの経済的なメリットが得られない	
9 その他(具体的に	
10 特に問題はない	

問4 事業系一般廃棄物の発生抑制及びリサイクルを促進するために、行政にどのようなことを期待しますか。

<主なもの3つに >

1	リサイクル業者の情報の提供
2	他の事業所で行われているリサイクルの方法の紹介
3	事業所同士が共同で資源回収を行う、オフィス町内会のような連携組織の育成
4	市町村による資源ごみの分別収集の実施
5	生ごみや草・枝の堆肥化等、新しいリサイクル事業の展開
6	その他(具体的に
7	特に支援がなくてもよい

問5 次の各法律についてご存じですか。それぞれあてはまるものに を付けてください。

容器包装リサイクル法	1 知っている	2 名前は知っている	3 知らない
家電リサイクル法	1 知っている	2 名前は知っている	3 知らない
食品リサイクル法	1 知っている	2 名前は知っている	3 知らない
建設リサイクル法	1 知っている	2 名前は知っている	3 知らない
自動車リサイクル法	1 知っている	2 名前は知っている	3 知らない
資源有効利用促進法	1 知っている	2 名前は知っている	3 知らない
循環型社会形成推進基本法	1 知っている	2 名前は知っている	3 知らない
廃棄物処理法	1 知っている	2 名前は知っている	3 知らない

事業系一般廃棄物の発生抑制及びリサイクルに関しまして、ご意見などありましたらご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。